

－岡山県トラック人材確保対策支援金Q & A－

Q 1 本支援金の目的は

A 1 事業者の人材不足の改善に向けた取組みを支援することにより、重要な社会インフラである物流の停滞を防ぐことを目的としています。

Q 2 本支援金の対象事業者は

A 2 岡山県内に事業所を有する一般貨物自動車運送事業者又は特定貨物自動車運送事業者であり、かつ、中小企業者が対象となります。

中小企業者：中小企業基本法第2条第1項第1号に掲げる中小企業者（資本金3億円以下並びに常時使用する従業員数300人以下）

なお、中小企業者であることを証する書類として、運輸局又はトラック協会に提出した直近の事業報告書（受付印がある表紙及び事業概況報告書の写し）若しくは、履歴事項全部証明書（登記簿謄本）等の資本金額を証する書類及び労働保険概算・確定保険料申告書（監督官庁の受領印があるもの）等の従業員数を証する書類

Q 3 本支援金の交付要件は

A 3 令和8年4月1日以降に購入、出展及び掲載したものであることです。

個別の要件は以下のとおりです。

(1) 職場環境整備のための備品購入

岡山県内の事業所に配置し、申請日時点で継続的に使用しているもの。

(2) 就職フェア等出展料

就職情報企業等が開催し複数の企業等が出展するもので、岡山県内の事業所が勤務地である採用を目的としたもの。

(3) 求人広告掲載料

求人サイトや求人情報誌等へ岡山県内の事業所が勤務地であることを明記した求人広告を掲載するもの。

ただし、インターネット広告やSNS広告の場合は、令和8年12月31日までに掲載が終了するものであること。掲載が同期間を超える場合は、掲載日数で按分し同期間内の費用を明確に区分できる場合のみ当該期間の掲載料を対象とする。

Q 4 国や市町村の補助金等との併給は可能ですか

A 4 国や市町村の交付要件で、他の補助金等との併給を禁止していなければ申請が可能です。

他の補助金、助成金等が充当される場合は、当該支援金の算出額からその充当額を減額した額が支援金額となります。

なお、本支援金は、出展料及び掲載料に対する補助であることから、岡山県トラック協会の「人材確保活動助成金」との併給は可能です。

Q 5 対象経費の範囲は

A 5 (1) 職場環境整備のための備品購入

運転者等の身体的な負担を軽減させ、疲労回復に資する備品等の購入費用及び導入時の工賃等が対象です。

例・仮眠ベッド

- ・エアコン（設置工事代含む）
- ・冷蔵庫
- ・空気清浄機
- ・加湿器
- ・サーキュレーター
- ・休憩用ソファ
- ・シャワーユニット（設置工事代、排水管設置工事代含む）
- ・シャワーユニットを設置するためのスーパーハウス（設置工事代含む）

以下については対象外です。

- ・休憩室を新設する等の工事費
- ・消耗品、娯楽品、健康づくり機器、スポーツに関する備品
- ・保守管理料等のランニングコスト
- ・リース契約及び割賦払い
- ・中古品
- ・レンタル品
- ・景観やデザインの変更及び装飾物の設置に係る費用

(2) 就職フェア等出展料

小間料やオプション料（ブース位置指定、ブース内備品レンタル、ブースの背景に上映するPR動画等）等、就職フェア等の主催者に対して直接支払った出展料のみとなります。

オンラインの就職フェア等の出展料若しくは出展のオプションとして考えられる「スカウトメール」、「会場内でのパンフレット等配布サービス」及び「ダイレクトリクルーティング」等出展料として支払われるものは対象です。

当日の食費や交通費等は対象外です。

(3) 求人広告掲載料

求人サイトや求人情報誌等への広告掲載料として求人媒体社に支払ったものの他、SNS広告等の制作・運用委託料等として広告代理店等に支払ったもの。

SNS広告等に係るドメイン登録料及びドメイン管理料は、制作料に含まれるものとして対象。ただし、ドメイン管理料は令和8年12月31日までの費用に限る。

Q 6 申請は何度でも可能か

A 6 「(1) 職場環境整備のための備品購入費」、「(2) 就職フェア等出展料」、「(3) 求人広告掲載料」それぞれについて1回ずつ申請可能です。

なお、全てまとめて1度に申請することも可能です。

Q 7 交付限度額の考え方

A 7 1事業者あたりの「(1) 職場環境整備のための備品購入費」、「(2) 就職フェア等出展料」、「(3) 求人広告掲載料」それぞれの支援金額を合計した金額をもって、交付限度額以内かどうかを判断します。

また、1事業者あたりの交付限度額は、当該事業者が最初の交付申請時点で各種認定事業者の場合は400万円、各種認定事業者でない場合は200万円となります。

最初の交付申請時点で各種認定事業者でない場合、その後各種認定を受けたとしても交付限度額は200万円のままとなります。

Q 8 各種認定事業者の範囲は

A 8 「(ア) 安全性優良事業所認定事業者」と「(イ) 働きやすい職場認証制度認証事業者」は事業所ごとの認定ですが、岡山県内に複数の事業所があり、そのうち1カ所でも(ア)又は(イ)の認証を受けていれば、各種認定事業者として取り扱います。

「(ウ) 健康経営優良法人認定事業者」は事業者ごとの認定となります。

Q 9 (2) 就職フェア等出展料の「令和8年4月1日以降に実際に出展したことを証明できる資料」にはどのようなものがあるか

A 9 主催者が発行する出展証明書、出展申込書(控)とその受理通知、会場マップ・パンフレットの出展者一覧の自社名掲載ページの写しを想定しています。

岡山県内の事業所が勤務地である採用を目的としていること、出展日が令和8年4月1日以降であることが確認できる資料であることに留意してください。

Q 10 (3) 求人広告掲載料の「令和8年4月1日以降に実際に広告を掲載したことを証明できる資料」にはどのようなものがあるか

A 10 ①紙媒体の場合、掲載紙の表紙と掲載ページの写し等となります。

②インターネット広告等の場合、掲載申込書(控)とその受理通知等が考えられます。

③SNS広告等の制作や運用を広告代理店等に委託した場合、委託先から提出された実績報告書等が考えられます。

いずれの資料も岡山県内の事業所が勤務地であること、掲載開始日が令和8年4月1日以降であること及びインターネット広告やSNS広告の場合は、掲載終了日が令和8年12月31日以前であること、若しくは期間内の掲載料の積算根拠が確認できる資料であることに留意してください。

Q 11 請求書、領収書等に備品名等が記載されていない、若しくは支援対象となる金額が記載されていない場合はどのようにすれば良いか

A 11 記載がない場合は、販売店等が記入してください。なお、その際は記入者の所属会社名、氏名もあわせて記入してください。

Q 12 支援金が交付された場合、消費税、法人税、所得税の課税対象を教えてください

A 12 消費税は不課税となります。法人税、所得税は雑収入となるため課税対象となります。詳しく

くは、最寄りの税務署へお問い合わせください。

Q13 岡山県トラック協会の会員ではありませんが、申請窓口は岡山県トラック協会でのよいのでしょうか

A13 今回の支援金の窓口は会員であるか否かにかかわらず、岡山県トラック協会となります。
なお、申請の受付は先着順とします。申請額が予算に達した場合には、その時点で岡山県トラック協会へ届いている申請までとし、その後の申請は受付不可となりますことをあらかじめご了承ください。

申請窓口：岡山市北区青江1-2-2-33 岡山県トラック総合研修会館 1階

Q14 申請書類はどこで入手できますか

A14 申請書類は、岡山県トラック協会のウェブサイトからダウンロードしてください。
なお、添付書類は申請書兼請求書記載の「4. 添付書類」で確認してください。

Q15 申請方法はどのようにすればよいですか

A15 受付期間内に郵送又は持参してください。
なお、持参の場合の受付時間は、8:30～17:00（土・日・祝を除く）です。

Q16 申請書類・添付資料の用紙サイズに指定はありますか

A16 A4サイズの片面印刷で作成、提出してください。
なお、提出書類をホッチキスで止めないようお願いいたします。

Q17 県内に複数の営業所がある場合、どのように申請すればよいのでしょうか

A17 法人単位又は個人事業主単位で申請してください。
岡山県外に本社がある営業所については、営業所名での申請は可能ですが、複数の営業所がある場合には、まとめて1つの営業所が申請してください。
営業所名で申請する場合の申請書兼請求書への押印は、営業所印がある場合は営業所印、無い場合は営業所長の印鑑が必要です。

Q18 申請書兼請求書を提出後、支援金の交付決定や振込日の通知はあるのでしょうか

A18 交付決定や振込日の通知はおこないません。要件を満たしていない場合や申請書類に不備がある場合のみ連絡いたします。
振込日については、原則として月末締め翌月末払いですが、申請書類に不備がある場合は後にずれることがあります。

Q19 事業を休止している場合の取扱いについて

A19 休止中の事業者は対象外です。
再開後に使用する備品を購入する場合には、岡山運輸支局に再開届を提出後、申請してください。なお、支援対象は、再開届提出後に購入、支払いをした備品となります。

Q20 法人の合併、分割、個人の事業承継、相続の取扱いについて

Q20 合併、分割後の法人若しくは事業承継、相続した個人が申請してください。その際は、当該事実が確認できる書類（認可書等）を添付してください。

Q21 令和8年4月1日以降に備品を購入したが、申請日時点においては廃棄若しくは売却等で事業所がない場合は支援対象となるか

A21 申請日時点において継続的に事業に使用していることにならないため対象となりません。

Q22 支援金の交付を受けた後に当該備品を廃棄又は売却した場合の取扱い

A22 単価が50万円以上の備品を「総務省所管補助金等交付規則」の別表に掲げる処分制限期間内に廃棄又は売却する場合は支援金を返還していただきます。

Q23 申請書兼請求書の字句等の訂正について

A23 二重線で訂正は捨印、訂正印の有無にかかわらず不可とします。再度、作成してください。なお、「5. 振込先」欄は協会にて修正することがあります。

Q24 着手金が支援対象に含まれるか否かについて

A24 令和8年4月1日以降に支払ったものであれば対象となります。

Q25 手形払いの場合の添付書類について

A25 手形払いの場合は、原則として、①手形の写し、②手形が引き落とされた通帳の該当ページの写しを添付してください。ただし、手形の金額の中に支援対象以外のものが含まれている（手形の金額と請求書の金額が一致しない）場合には、前記①、②に加えて、③当該手形の内訳が判る資料を添付してください。

Q26 銀行振込の場合の支払いを証する書面について

A26 振込みによる支払いのため領収書がない場合は、振込依頼書の控えをもって支払いを証する書類とします。ファームバンキングの場合は、「総合振込送信データ一覧」の写しと「取引明細」又は「入出金明細」とを添付してください。その際に、「総合振込送信データ一覧」の振込金額と「取引明細」又は「入出金明細」の支払金額とを照合し金額が合致することを確認してください。

送信した振込データを確認するための「総合振込送信データ一覧」等のみでは不可です。

Q27 個人のクレジットカードで支払った場合の添付書類について

A27 個人のクレジットカードで支払った段階では個人が立替えている状態にあり、法人としては支払いを終えていない状態にあることから、法人と個人との間のお金のやり取りが判る書類（個人から法人あての請求書及び領収書）の写しを添付してください。

Q28 インターネットで決裁した場合の領収書について

A28 インターネットで決裁し、宛名が記載されていない領収書が発行された場合は、申請者が手

書きで記載し添付してください。その際に領収書に記載する宛名は、請求書に記載されている宛名を記載してください（会社名のみの場合は会社名のみ、会社名及び発注者氏名の場合は両方）。